

# 文京区まちづくりコンサルタント派遣要綱

平成3年4月12日3文まま1発第38号 決定  
平成4年4月1日3文まま1発第776号 改正  
平成5年4月1日4文まま1発第937号 改正  
平成12年5月25日12文都計発第58号 改正  
平成16年6月2日16文都計第153号 改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、文京区まちづくり推進要綱（昭和63年7月30日63文ま副1発第558号。以下「推進要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、文京区まちづくりコンサルタント（以下「まちづくりコンサルタント」という。）の派遣に関することを定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、推進要綱で使用する用語の例による。

## (派遣)

第3条 区長は、推進要綱第3条に規定するまちづくり推進対象区域において、面的な整備又は保全のためのまちづくり活動を行う区民等又は団体から申請を受けたときは、まちづくりコンサルタントの派遣をすることができる。

2 区長は、必要があると認めたときは、まちづくり推進対象区域において、前項の申請によらず、区民等又は団体に対し、まちづくりコンサルタントを派遣することができる。

## (まちづくりコンサルタント)

第4条 まちづくりコンサルタントは、文京区まちづくりコンサルタント派遣実施要領（平成3年4月12日3文まま1発第38号）第7条に定める資格要件を備える者で、同要領第8条の手続きにより区に登録された者とする。

2 まちづくりコンサルタントが行う業務内容は、まちづくり活動において、登録された専門分野に関する啓発、指導又は助言をするものとする。

3 まちづくりコンサルタントは、別表に掲げる事項を誠実に遵守しなければならない。

## (費用負担)

第5条 まちづくりコンサルタントの派遣に要する経費は、予算の範囲内で区が負担する。

## (業務報告)

第6条 区長は、派遣したまちづくりコンサルタントに対して、業務状況の報告を求める

ことができる。

(指導又は助言)

第7条 区長は、派遣を受けた区民等又は団体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、指導又は助言を行うことができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則

(施行日)

1 この要綱は平成3年4月12日から施行する。

(旧要綱)

2 文京区まちづくり専門家派遣要綱(昭和63年8月15日63文ま副1発第616号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(登録の継続)

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、現に旧要綱第3条の規定による登録を受けている者は、この要綱第4条の規定により登録を受けたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年5月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年6月2日から施行する。

別表（第4条関係）

文京区まちづくりコンサルタント遵守事項
<ol style="list-style-type: none"><li>1 地区住民の自主的なまちづくり推進の趣旨を十分理解し、誠実に業務を遂行すること。</li><li>2 区のまちづくり政策及び都市計画等の内容を十分認識し、啓発、指導又は助言を行うこと。</li><li>3 職務遂行上知り得た秘密は漏らさないこと。また、その職務を退いた後も同様とする。</li><li>4 その他区長の指示に従うこと。</li></ol>